

備考	
注意事項 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。	

備考	(内容に変更があった時、変更日時、内容を記入し代表者印を押印のこと)
宅地建物取引業法抜粋 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、 従業員に、その従業員であることを証する証明書を携帯させなければ、 その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業員は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。	